

令和7年度

学童クラブのしおり



©K. Oikawa - Jet House

INAGI CITY

学童クラブ入所申請前に必ずお読みいただき、入所後は大切に保管してください。

【公設学童クラブ一覧】

施設名	所在地	電話番号 FAX番号	弾力化 受入定員	運営事業者
第二文化センター学童クラブ（公設民営）	第二文化センター児童館内 （矢野口1780）	379-9573 379-9574	40人	学校法人 子どもの森
第三文化センター学童クラブ（公設民営）	第三文化センター児童館内 （平尾1-20-5）	350-3881 350-3882	30人	学校法人 子どもの森
第四文化センター学童クラブ（公設民営）	第四文化センター児童館内 （東長沼271）	※377-4406 ※377-4488	40人	学校法人 子どもの森 （令和7年度より民営化予定）
第一小学校学童クラブ（公設民営）	第一小学校校舎内 （東長沼956）	379-5606 〃	91人	学校法人 子どもの森
第二小学校学童クラブ（公設民営）	第二小学校敷地内 （坂浜590）	331-5774 350-3668	40人	学校法人 子どもの森
第四小学校学童クラブ	第四小学校校舎内 （押立1250）	377-9076 〃	40人	稲城市
第六小学校学童クラブ	第六小学校校舎内 （大丸2110）	378-8711 〃	60人	稲城市
向陽台小学校学童クラブ（公設民営）	向陽台小学校敷地内 （向陽台3-2）	378-5990 401-7012	54人	社会福祉法人 聖愛学舎
城山小学校学童クラブ（公設民営）	城山小学校校舎内 （向陽台6-17）	401-6277 〃	60人	社会福祉法人 東保育会
長峰小学校学童クラブ（公設民営）	長峰小学校敷地内 （長峰2-8）	331-4151 350-3700	70人	社会福祉法人 聖愛学舎
若葉台小学校学童クラブ（公設民営）	若葉台小学校敷地内 （若葉台4-5）	331-9590 〃	134人	学校法人 東京青葉学院
平尾小学校学童クラブ（公設民営）	平尾小学校敷地内 （平尾3-1-3）	331-4700 〃	90人	学校法人 子どもの森
南山小学校学童クラブ（公設民営）	南山小学校校舎内 （矢野口3635）	378-2287 〃	160人	学校法人 東京青葉学院

※令和7年4月より民営化を予定しているため、電話番号が変わることがあります。

変更になった場合は、ホームページで公表します。

【民設民営学童クラブ一覧】

施設名	所在地	電話番号 FAX番号	弾力化 受入定員	運営事業者
学童クラブ 矢野口こどもクラブ	矢野口853-1 ハイブリッジ101	377-0201 〃	28人	株式会社 日本保育サービス
学童クラブ 子どもの森	矢野口1761	379-8500 379-8501	55人	学校法人 子どもの森
本郷学童クラブ	東長沼2115-2	370-3200 370-3202	80人	社会福祉法人 東保育会

<問い合わせ・ご相談>

稲城市役所 子ども福祉部

児童青少年課 児童館・学童クラブ係

〒206-8601 稲城市東長沼2111

Tel.042-378-2111（内線242・243）

※学童クラブでの生活については、各施設へ
お問い合わせください。

入所申請はこちらから（詳細はP.6～7）

事前に就労証明書など必要書類
をご用意いただき、スマートフ
ォンでQRコードを読み取りして
ください。パソコンの方は市ホ
ームページからアクセスできま
す。

稲城市 学童クラブ



目 次

学童クラブについて

★	第四文化センター学童クラブの民営化について	1	ページ
1	学童クラブの対象児童及び目的	1	ページ
2	育成時間・休所日	1-2	ページ
3	配慮が必要な児童の受入について	2	ページ

学童クラブ入所の手続きについて

4	申込手続から入所まで	2-3	ページ
5	申請に必要な書類	4	ページ
6	申請内容変更の手続	5	ページ
7	Web申請の流れ	6-7	ページ
8	入所基準表他	8-10	ページ
9	育成料と納入方法	11	ページ
10	申請時の注意事項	12	ページ
11	退所になる場合	12	ページ
12	放課後子ども教室について	12	ページ
13	学童クラブ・児童館・放課後子ども教室の違い	13	ページ

学童クラブでの生活について

14	学童クラブの一日	14	ページ
15	登所・降所	15	ページ
16	ご家庭との連絡	15	ページ
17	持ち物	16	ページ
18	学童クラブの約束	16	ページ
19	災害・病気・保険について	17	ページ

災害時・緊急時の対応について

20	保護者への連絡	18	ページ
21	災害別の対応	18-19	ページ
22	稲城市メール配信サービス登録手順	20-21	ページ
23	最寄の避難所	22	ページ
24	重要確認事項	23	ページ
25	学童クラブ案内図	裏表紙	

学童クラブについて

【第四文化センター学童クラブの民営化について】

第四文化センター学童クラブは、令和7年4月より第四文化センター児童館とあわせて民間事業者による運営となります。

運営事業者は、公募のうえ、下記事業者に決定しました。育成時間の延長など、育成環境の一層の充実が期待されます。

施設名	運営事業者
第四文化センター学童クラブ	学校法人 子どもの森

1 学童クラブの対象児童及び目的

学童クラブに入所できるのは、保護者の就労や疾病等の理由により、主に放課後に適切な監護（監督及び保護）を受けられない状態にあると認められる市内在住の小学校1年生から6年生までの児童です。

学童クラブでは、当該児童を対象に、適切な遊びと生活の場を提供し、集団生活の中で健全な育成を図ります。

なお、学童クラブ入所基準の詳細は、稲城市学童クラブ入所基準表他(P. 8～10)をご覧ください。

※障害のある児童については、P. 2「3 配慮が必要な児童の受入について」をご覧ください。

2 育成時間・休所日

(1) 育成期間

学童クラブの育成期間は年度ごとのため、毎年申請が必要です。

◆ 令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日

※ただし、上記の期間でも監護に欠ける要件がなくなったときや、P. 12の退所になる場合に該当したときは退所となります。

(2) 育成時間

◆ 平日：放課後、登所した時から午後6時まで

◆ 夏、冬、春休み、土曜日及び振替休業日等：午前8時30分から午後6時まで

(3) 育成時間の延長サービス

「公設民営」、「民設民営」の施設では独自サービスとして下記のとおり育成時間の延長を行っています。利用には別途申込み、延長育成料が必要です。詳しくは各施設へお問い合わせください。

◆ 平日

午後6時から午後7時まで

◆ 夏・冬・春休み、土曜日及び振替休業日等

午前8時から午前8時30分まで／午後6時から午後7時まで

(4) 休所日

- ◆ 日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始（12月29日～1月3日）及び
その他市長が認めた日

3 配慮が必要な児童の受入について

学童クラブでは、集団育成を原則としておりますが、配慮が必要な児童（要配慮児童※下記をご参照ください。）につきましては、状況に応じて職員を追加で配置し、個別対応を行っています。職員を追加配置する必要性及び程度は、就学相談の資料や面談、保育施設等の見学などの結果を基に特性を考慮し、審査により決定します。

なお、職員の追加加配が必要な児童の受入につきましては、集団育成の観点から各施設概ね2名までとし、状況により利用を調整させていただく場合があります。

【要配慮児童】

- ・身体障害者手帳又は愛の手帳が交付されている児童
- ・都立特別支援学校に通学及び入学する児童
- ・特別支援学級（知的固定学級）に通級及び入級する児童
- ・特別支援教室（すまいるルーム）に通級及び入級する児童
- ・発達障害（広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等）がある児童で、学童クラブでの育成において特別な配慮が必要と判断された児童
- ・放課後等デイサービスを利用している（予定含む）児童
- ・障害、診断名はないが、集団育成のなかで配慮が必要な児童

※申請にあたっては、事前に児童青少年課にご相談ください。

学童クラブ入所の手続きについて

4 申込手続から入所まで

◆令和7年4月1日からの入所を希望される場合

(1) 受付期間

令和6年11月15日（金）8時30分

～令和6年12月15日（日）23時59分

(2) 申請方法

スマートフォンやパソコンからのWeb申請

Web申請が難しい方、紙での申請希望の方につきましては、別途対応いたしますので児童青少年課までお問い合わせください。

(3) 審査結果の通知

入所基準表（P. 8～10参照）に従い、監護に欠ける度合いの高い児童から入所を決定し、「学童クラブ入所決定通知書」をお送りします。なお、審査の結果、入所定員以上のため入所ができない場合は、「学童クラブ入所保留通知書」をお送りします。監護に欠ける状況が学童クラブの入所要件に満たない場合は、「学童クラブ入所申請却下通知書」をお送りします。

なお、一次審査の結果は、2月下旬ごろに各家庭へ郵送いたします。

また、一次審査で定員に満たなかった場合及び一次審査以降に欠員が出た場合には、二次審査を行います。二次審査は令和6年12月17日（火）8時30分～令和7年3月5日（水）23時59分です。令和7年3月6日（木）以降の申請は、令和7年5月1日以降入所の審査となります。

(4) 入所説明会

入所後に使用する書類の配付や、学童クラブでの生活や活動等についての説明をします。

また、必要に応じて個人面談を行います。

入所決定通知とあわせて入所説明会の日程をお知らせしますので、必ず出席してください（以前に入所したことがある場合（兄弟・姉妹を含む）も毎年出席が必要です。）。

※延期や中止の場合は、稲城市メール配信サービスでお知らせしますので、必ず登録してください。

◆令和7年5月1日以降に入所を希望される場合

入所希望月の前月18日までにご申請ください。

※P. 2の『3 配慮が必要な児童の受入について』に該当する児童については、入所希望月の前月8日までにご申請ください。

※令和7年5月以降の入所審査結果につきましては、入所希望月の前月下旬に通知・郵送いたします。

（申請書に記入された電話番号に通知しますので、必ず連絡のとれる電話番号を記入してください。）

入所決定者につきましては、入所日までに学童クラブ職員と必要に応じて面談を行います。

5 申請に必要な書類

(1) 学童クラブ入所申請（W e b 申請）

- ・ W e b 申請の流れ (P. 6 ～ 7) をよくお読みいただいた上でご申請ください。
- ・ 令和 7 年 4 月 1 日時点 の状況でご申請ください。

(2) 児童を監護できないことを証明する書類 (父母分及び祖父母分)

下表を参考にご用意ください。

イ 就 労	(1) 就労証明書 自営業や内職の方は、ご自身で記入してください。 (2) スケジュール表又は勤務表等 (必要な場合のみ) 自営業や内職の方、夜勤やシフト制など就労時間が不規則な方、複数の職場でお仕事をされている方は必要です。スケジュール表は、ご自身で記入してください。
ロ 就学・ 技術取得	(1) 就学証明書など 学校などから発行された公的な証明書をアップロードしてください。 (2) 時間割・カリキュラムなど
ハ 出 産	母子手帳 父母の氏名の記載されたページと出産（分娩）予定日の書かれたページの写真を撮影してアップロードしてください。
ニ 疾病・入院	(1) 診断書など、疾病の状況が分かる書類 (2) 入院を証明する書類 ※ (1) ・ (2) のいずれかをアップロードしてください。
ホ 心身障害者	身体障害者手帳・愛の手帳などの障害状況の分かる書類
ヘ 看護・介護	(1) 看護・介護されている方の状況の分かる書類 要介護認定証・身体障害者手帳・愛の手帳・診断書など (2) 看護・介護されている方が入院などを行っている状況の分かる書類 要件が居宅外看護・介護の場合のみ必要です。 (3) スケジュール表 ※ (1) ・ (2) のいずれか + (3) をアップロードしてください。
ト 災 害	災害状況の分かる書類
チ 求 職 (ひとり親家庭のみ)	(1) 求職活動等申告書 求職状況の分かる書類をアップロードしてください。 (2) スケジュール表

・ 就労証明書等の証明書類は保育所等利用に提出する書類と共通です。弟妹の保育所等の申請、現況調査で併用する場合は、学童分は写真を撮影して提出（アップロード）してください。

・ 祖父母分については、6 5 歳未満で児童と同居又は近隣（稲城市内かつ児童の自宅から徒歩距離 1, 000m 以内）に居住の場合のみ必要です。祖父母分の就労証明書が必要なご家庭は、市ホームページからダウンロードできます。また、市役所児童青少年課、平尾・若葉台出張所にて配布もしています。

(3) 児童の障害等を証明する書類（※障害等のある児童の申請時のみ）

- ・ 身体障害者手帳、愛の手帳などの障害状況の分かる書類

6 申請内容変更の手続

入所又は保留期間中、申請の内容に変更があった場合は届け出が必要です。スマートフォンで右記 QR コードを読み取り、「各種お手続き」のページから、該当する届け出を行ってください。



パソコンの方は市ホームページからアクセスしてください。

稲城市 学童 各種お手続き

(1) 入所前の手続・入所後すぐにお取りいただきたい手続

入所決定した学童クラブへの入所を取りやめたいとき	学童クラブ入所辞退（申請取下げ）届
育児休業からの復職を要件として学童クラブに入所決定した場合	休業（復職）証明書提出フォーム （復職次第速やかにご提出ください。 <u>入所月の末日までに提出がない場合は、入所決定を取り消し、退所となります。</u> ）

(2) 入所中の手続

保護者の仕事が変わったとき	学童クラブ申請内容変更届 添付書類：就労証明書 ※退職したときは、速やかにご連絡ください。
住所・氏名・連絡先・家族構成が変わるとき（同別居、離婚・再婚など）	学童クラブ申請内容変更届
入所要件が変わるとき （出産、就学、疾病、看護・介護など）	学童クラブ申請内容変更届 添付書類：P. 4 掲載の申請時の添付書類を参考にしてください。不明な点はお問い合わせください。
学童クラブを退所するとき	学童クラブ退所届 （退所希望月の <u>18日</u> までに届け出をしてください。）
学童クラブを休所するとき ※児童が病気などで長期の療養が必要な場合に限ります。	学童クラブ休所届 添付書類：診断書等の児童の病気などが分かるもの （休所希望月の前月 <u>18日</u> までに届け出をしてください。） ※原則として1ヶ月ごとの適用になります。
入所している学童クラブから転所を希望するとき	学童クラブ申請内容変更届 （変更内容は直近の入所審査から適用します。）
求職要件で学童クラブに入所している場合 （ひとり親家庭又は入所期間中の一時失職の場合のみ）	就労証明書提出フォーム （就労が決まり次第速やかにご提出ください。 入所又は退職した日から原則1ヶ月以内にご提出がない場合は退所となります。）

(3) 保留（待機）中の手続

希望する学童クラブを変更するとき	学童クラブ申請内容変更届 （変更内容は直近の入所審査から適用します。）
学童クラブ入所の必要がなくなったとき （申請を取りやめるとき）	学童クラブ入所辞退（申請取り下げ）届 （各月 <u>18日</u> までにご提出ください。）

※学童クラブ入所者・保留者問わず、放課後子ども教室を利用することにより、学童クラブ入所の必要がなくなった際も、必ず学童クラブ入所辞退（申請取り下げ）届を提出してください。

7 Web申請の流れ

(1) 事前準備

Web申請では就労証明書などの各種添付書類のアップロードが必要となりますので、しおりのP.4に記載されている必要書類をご確認いただき、**申請前に書類のデータをご準備ください。**アップロードは、Excel、Word、PDF、画像データ(カメラで撮影した写真)など各種形式に対応しています。※Mac専用形式には対応していませんので、必ずWindows互換性のある形式でお願いします。

～データをご準備いただく際の注意事項～

画像データで書類をご提出される場合、全ての記載内容が確認できるよう、鮮明で欠けが無いよう写真を撮影してください。

内容が確認できない場合再提出が必要になります。

また、就労証明書は裏表両面の提出が必要となりますので、データをアップロードする際はご注意ください。

(2) アカウント登録

右記QRコードを読み取り、新規アカウント登録に進んでください。
パソコンの方は稲城市のホームページから学童クラブの申請ページにアクセスしてください。

稲城市 学童クラブ



トップ画面

新規アカウント登録をタップ。

新規アカウント登録画面

案内に従って登録を進めてください。外部サービスと連携するとスムーズに登録できます。

入力フォーム画面

登録が完了すると入力フォームに移動しますので、質問に従って入力を進めてください。

(3) 入力時の注意事項

入力内容の保存(入力フォーム画面)

入所希望児童の追加書類（アップロード欄が足りない場合は書類の枚数を選択し、アップロードしてください。）

☐ 追加書類なし ☐ 1枚 ☐ 2枚
☐ 3枚 ☐ 4枚 ☐ 5枚 ☐ 6枚
☐ 7枚 ☐ 8枚 ☐ 9枚 ☐ 10枚

→ 次の画面へ進む

アップロードした後の一時保存はエラーが起きる可能性が高いので、アップロードは一番最後にしてね!!



© K.Okawara・Jet Inoue
INAGI CITY

一度に入力できない時や、入力内容が消えないよう、一時保存ボタン(ページ最下部)からこまめに内容を保存してね!!

入力内容の送信(入力内容確認画面)

入力フォーム

1 2 3 4 5

入力内容確認

上記の内容を確認しました。

申請をする前に

※このフォームは令和●年度4月1日付入所の申請フォームです。また、学童クラブの育...は年度ごと...毎年申請が...

自由入力欄（次年度以降の参考にいたしますので、分かりづらかったことなどがあればご記入ください。）

← 最初に戻る ← 1つ前の画面に戻る

フォームの入力が終わったら、確認画面に移動するよ!忘れずに「送信」ボタン(ページ最下部)をタップしてね!

(4) マイページ

トップページ

メニュー 東京都稲城市

申請一覧

Q 申請を検索

☐ 対応が必要な申請のみ表示

1件 申請日の新しい順

令和●年度4月入所分 学童クラブ入所申請
東京都稲城市

受付番号: 申請状況: 受付 申請日時: 詳細 >

マイページでは、申請内容の確認や修正をすることが出来ます。(申請内容の修正は市役所からメールにて通知があった場合のみ可能です。)
※マイページのURLは、アカウント登録時の登録完了メールに記載されています。

トップページ(修正が必要な場合)

メニュー 東京都稲城市

① 対応が必要な申請があります 1件

申請一覧

Q 申請を検索

☐ 対応が必要な申請のみ表示

1件 申請日の新しい順

令和●年度4月入所分 学童クラブ入所申請
東京都稲城市

受付番号: 申請状況: 補正依頼 申請日時: 詳細 >

申請内容に誤りがあり修正が必要な場合、市役所から修正依頼のメールが、登録したアドレスに届きます。マイページにアクセスすると、修正が必要な申請が表示されますので、案内に従ってフォームに入力してください。

メニュー 東京都稲城市

申請一覧 > 令和●年度4月入所分 学童クラブ入所申請

申請内容を修正してください

① 修正依頼の内容: Q.保護者1(申請者)の住所について、番地まで入力してください。

令和●年度4月入所分 学童クラブ入所申請
東京都稲城市

受付番号: 申請状況: 補正依頼 申請日:

申請内容

上記の内容を確認しました。

上記の内容を確認し、理解したうえで申請を行います。

学童クラブ入所申請をした...
...を...
...を...

8 入所基準表他

稲城市学童クラブ入所基準指数表

入所要件		保護者の状況	基準指数
番号	内容		
1	就労 ※ ₄ 居宅外労働	週5日（月20日）以上就労し、かつ午後1時から午後6時までの間に4時間以上の就労を常態とする。	10
		週4日（月16日）以上就労し、かつ午後1時から午後6時までの間に4時間以上の就労を常態とする。	9
		週3日（月12日）以上就労し、かつ午後1時から午後6時までの間に4時間以上の就労を常態とする。	8
2	※ ₁ ※ ₂ ※ ₃ 居宅内労働 ※ ₅	危険なものを扱う業種であり、週5日（月20日）以上就労し、かつ午後1時から午後6時までの間に4時間以上の就労を常態とする。	10
		上記以外の業種で、週5日（月20日）以上就労し、かつ午後1時から午後6時までの間に4時間以上の就労を常態とする。	9
		危険なものを扱う業種であり、週4日（月16日）以上就労し、かつ午後1時から午後6時までの間に4時間以上の就労を常態とする。	9
		上記以外の業種で、週4日（月16日）以上就労し、かつ午後1時から午後6時までの間に4時間以上の就労を常態とする。	8
3	出産	出産前1か月 出産後1か月 計3か月以内。その後育児休業を取得する場合は、退所となる。 ※ ₆	7.5
4	疾病・心身障害者 入院	保護者の1か月以上の入院により、児童の保育に当たれない場合	10
		常時病臥（保護者の疾病のため1日の大半を病床で過ごしていること）	10
		精神性（障害者自立支援法第54条による自立支援医療費（精神通院医療）の支給認定を受けているか、受けられる程度の病状であること）	10
		感染症（医師が隔離を必要と認めた疾患・感染性の病状がある場合）	10
		難病（国及び都が指定する特殊疾病である場合）	10
		一般療養（常時病臥、精神性、感染性、難病以外で医師から概ね1か月以上自宅療養を指示されていること）	7
		心身障害者 身体障害者手帳1級・2級、愛の手帳1～4度	10
		身体障害者手帳3級	8
5	看護・介護 ※ ₃ ※ ₇ 居宅外 ※ ₈ 居宅内	週5日（月20日）以上かつ午後1時から午後6時までの間に4時間以上の入院付添い、居宅外介護を常態とする。	9.5
		週4日（月16日）以上かつ午後1時から午後6時までの間に4時間以上の入院付添い、居宅外介護を常態とする。	8.5
		週3日（月12日）以上かつ午後1時から午後6時までの間に4時間以上の入院付添い、居宅外介護を常態とする。	7.5
		児童の家族に長期の病人などが在宅し、常時観察（知的障害・精神性疾患・認知症等の見守りを含む。）、介護（食事・排泄・入浴の介護）を必要とする者を介護	9
6	その他 ※ ₃ 災害 就学等 求職 特例	火災等により家屋の損傷、その他の災害復旧のために監護に当たれない場合	10
		就学又は技術習得のため、週5日（月20日）以上かつ午後1時から午後6時までの間に4時間以上授業等を受講していることを常態としている場合	9.5
		就学又は技術習得のため、週4日（月16日）以上かつ午後1時から午後6時までの間に4時間以上授業等を受講していることを常態としている場合	8.5
		就学又は技術習得のため、週3日（月12日）以上かつ午後1時から午後6時までの間に4時間以上授業等を受講していることを常態としている場合	7.5
		求職活動のため、日中午後の外出を常態とする。 （この要件の適用は、ひとり親家庭又は入所期間中の一時失職の場合のみとし、入所期間は原則1か月以内とする）	6
		前各号に掲げるもののほか、育成が困難と認められる場合は協議の上、入所を決定する。	

※については、備考（P.10）参照

稲城市学童クラブ入所基準調整指数表

No.	区 分	類 型	調整指数
1	学年別指数	小学校第1学年に在学している。	+0.5
		小学校第2学年に在学している。	-0.5
		小学校第3学年に在学している。	-1.5
		小学校第4学年に在学している。	-2.5
		小学校第5学年に在学している。	-3.5
		小学校第6学年に在学している。	-4.5
2	障害児童指数※9	小学校第1学年から6学年に在学している。	+2.5
3	生活状況指数 (祖父母)	65歳未満の祖父母が同居している。 ただし、備考※10に記載の者は除く。	-2
		65歳未満の祖父母が児童の自宅の近隣（稲城市内かつ児童の自宅から徒歩距離で1000メートル以内）に居住している。 ただし、備考※10に記載の者は除く。	-1
4	生活状況指数 (父母)		(1～2年生) +2
		死別・離婚※11・行方不明・拘禁・未婚・別居※12での母子・父子家庭である。	(3～6年生) +1
		父又は母が利用開始予定日から1年以上の間、稲城市から40km以上離れた場所に単身赴任となることが見込まれ、そのことについて勤務先による証明書が提出された場合	+0.5
5	育成料等未納指数 (学童クラブ育成料等支払計画表の提出がない場合は入所が保留となります。)	育成料等の支払いが6か月以上の未納があり、学童クラブ育成料等支払計画表を提出している。	-4
		育成料等の支払いが4か月以上の未納があり、学童クラブ育成料等支払計画表を提出している。	-3
		育成料等の支払いが2か月以上の未納があり、学童クラブ育成料等支払計画表を提出している。	-2
		育成料等の支払いが2か月以上の未納があり、学童クラブ育成料等支払計画表を提出していない。	審査保留
6	前年度出席率指数 (特別な理由の申出がない場合)	前年度出席率が50パーセント未満で、特別な理由の申出がない場合。 (学校の長期休業期間を除く)	-2
		前年度出席率が50パーセント以上70パーセント未満で、特別な理由の申出がない場合。(学校の長期休業期間を除く)	-1
		前年度出席率が70パーセント未満で、特別な理由の申出がある場合。	0
7	前年度利用状況指数	前年度利用において、特別な理由なく無断で欠席をした日が複数ある場合。	-1

※については、備考（P. 10）参照

(備考)

入所の決定は、父母のそれぞれの監護に欠ける要件を基準指数にあてはめ、この基準指数から調整指数を加減し、残りの指数（以下「入所指数」という。）の低い父又は母を審査対象者とし、入所指数の高い者の児童から入所決定をする。

指数の高い者から入所の決定を行い、指数が同点の者すべてを入所させると学童クラブの定員を超えてしまう場合は、当該児童の学年、前年度降所時間、保護者の帰宅時間、保護者の収入額等を参考に総合的な判断をした上で入所の決定を行う。

- ※1 就労時間には、通勤時間を含む。就労時間に含める通勤時間は、就労場所から（保育園等経由）自宅までの最も合理的な手段を利用した場合に要する時間とする。
また、残業については本人のみの申出だけでは就労時間に含めず、就労証明書に終業の時間が記載されている場合は就労時間に含める。
就労証明書における勤務日及び勤務時間欄と、最近6ヶ月の勤務状況等を比較し、明らかに乖離している場合は入所基準指数を減じることができるものとする。
- ※2 夜勤又はシフト制のような午後1時から午後6時以外に8時間以上の就労を常態とする場合は、午後1時から午後6時までに学童の監護に当たれない旨の申立書を提出することで、同等の就労日数の指数を取ることにする。
- ※3 入所申請児童及びその兄弟姉妹（入所申請していること）が障害児童指数の対象となる場合は、「午後1時」を「正午」と読み替える。
- ※4 居宅外労働とは外勤又は居宅外自営のことをいう。
外勤とは、自宅から離れて雇用されて就労することをいう。
居宅外自営とは、自営であっても、行商等に從事している場合や自宅と店舗・事務所が概ね100メートル以上離れていることをいう。
- ※5 「危険なものを扱う業種」とは、建設資材、プレス機に類する工作機械を常時必要とする業種、及び火気、刃物、劇薬等を常時取り扱う業種をいう。ただし、これに該当しない場合であっても具体的状況（使用設備、居宅部分との関係）を考慮して、児童の生命身体に著しく危害を及ぼす恐れのある場合は、危険物を取り扱う業種とすることができる。
- ※6 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号）、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）による育児休業を取得する期間は、学童クラブ入所基準に該当しない。
- ※7 居宅外での看護・介護とは、入院の付添い（完全看護の場合、医師の指示等により特別に必要な場合）及び通院や施設等の通所の付添い又は同居家族以外の者の介護をすることをいう。ただし、付添い及び介護に対する報酬を得ている場合は除く。
- ※8 居宅内での看護・介護とは、自宅において同居する家族に対し、主たる介護者として日中ほぼ常時介護を行う場合をいう。ただし、介護に対し報酬を得ている場合は除く。
- ※9 障害児童指数は身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている児童又は、特別支援学校、特別支援学級（固定学級）に通学及び入学・入級予定のある児童のことである。それ以外の児童については、必要に応じ、入所決定会議において協議する。
- ※10 ①週3日以上、午後に就労を常態とする者、②身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている者又は要介護認定を受けている者、③医師の診断書等により、日常生活が著しく制限される程度の病状にあることが認められる者、④上記②③の者の看護・介護を常態とする者、⑤その他、児童の監護を行うことができない理由がやむを得ないと認められ、その事実の確認がとれる者。
- ※11 離婚は家庭裁判所において離婚調停中のものを含む。
- ※12 別居とは離婚を前提とした別居であり、かつ住民基本台帳上同住所であるものは原則として含まない。

9 育成料(保護者負担金)と納入方法

育成料とは、学童クラブ事業を実施するうえで必要な費用の一部を、保護者の方々に負担していただくものです。

(1) 育成料の額

児童一人につき、月額 5,200 円

(この他、学童クラブ父母会等によるおやつ代・会費の負担があります。また、民営施設で延長育成を利用する場合は、延長育成料の負担が必要です。)

(2) 減額・免除

下表のいずれかに該当する場合、育成料の減額又は免除を適用できます。適用には申請が必要です。申請月の翌月以後の適用となります。また、資格を喪失された場合は、喪失された翌月から減免却下となります。

◆ 申請方法：右記QRコードを読み取り、減免申請を行ってください。

- ・ 育成料の減免決定に必要となる課税台帳等の参照に同意いただける場合

⇒必要書類はありません。

- ・ 育成料の減免決定に必要となる課税台帳等の参照に同意いただけない場合

⇒下表の書類を事前に準備し、申請時にアップロードしてください。



減免額	要件	添付書類 (課税台帳等の閲覧に同意いただけない場合のみ)
免除	生活保護受給者	生活保護受給証明書
1 / 2 減額	兄弟等（同一世帯で）2人以上 同時入所の場合の2人目以降	添付書類は必要ありません。
	ひとり親家庭等医療費助成制度 該当者（入所希望年のもの）	ひとり親家庭等医療証のコピー
	令和6年度住民税非課税世帯	令和6年度住民税非課税証明書 (世帯分)

※この他、災害等による罹災証明をお持ちの方等は、ご相談ください。

(3) 納入の方法

公設学童クラブ

原則、口座振替によるお支払をお願いしております。入所決定通知書に同封する口座振替依頼書等にてお手続きをお願いします。お手続きが完了するまでは、納付書にてお支払ください。

納期限、その他詳細につきましては、入所決定通知書へ同封の書類にてお知らせいたします。

※前年度、口座振替をご利用されていた世帯は、改めてお手続きいただく必要はございません。

※納期限内に納付いただけないと、延滞金を徴収する場合があります。

民設学童クラブ

施設により、納入方法が異なります。詳細につきましては、入所決定後に各施設よりお知らせいたします。

(4) 育成料の計算方法

育成料は、実際に通っているかどうかにかかわらず、当該月のうち1日でも入所している場合に1ヶ月分が発生します。退所する場合は期日(希望月の18日)までに児童青少年課に必ず届け出てください。

10 申請時の注意事項

(1) 学童クラブ育成料等を滞納されている場合

学童クラブ育成料等に未納がある場合、申請前にご相談ください。未納の育成料等を完納するか、育成料等支払い計画表を提出するまでは入所審査できませんのでご注意ください。

(2) 市外に在住で転入等により、学童クラブの入所を希望される場合

入所を希望する月中に稲城市内に転入予定で、転入予定地の住所が確定している場合にご申請いただけます。

※申請の際、不動産の売買契約書や賃貸契約書などをアップロードしてください。

(3) 育児休業からの復職により申請される場合

保護者が育児休業中の場合、放課後に児童を監護できる状況にあるとみなされるため申請はできません。ただし、復職する日が含まれる月から入所が可能となりますので、4月中に復職予定である場合に限り、年度当初の申請ができます。復職後は、入所月の末日までに休業（復職）証明書を提出してください。（P. 5 参照）提出がない場合は入所決定を取り消し、退所していただきます。

11 退所になる場合

入所要件がなくなったとき以外でも、下記に該当する場合は退所となりますので、ご注意ください。

①他の児童の育成の妨げになると認められた時

②特別の理由なく、入所児童が15日以上連続して登所しない時

③特別の理由なく、入所児童の登所日数が開所日数の2分の1に満たない時

④学童クラブに入所している児童の保護者が、育成料等を2ヶ月以上滞納した時

⑤学童クラブに入所している児童の保護者が、虚偽の入所申請をした時

⑥その他学童クラブに入所していることが、特に支障がある時

※特別な理由がある場合は、児童青少年課又は入所している学童クラブへご連絡ください。

12 放課後子ども教室について

放課後子ども教室は、学校施設を利用し、放課後における子どもたちの居場所を提供する事業です。

※お子さんをお預かりする事業ではありません。

詳しくは、次ページ「学童クラブ・児童館・放課後子ども教室の違い」をご覧ください。

※学童クラブと放課後子ども教室は重複して利用(登録)することができません。

令和7年度の利用申込（登録申込）は、令和7年3月1日（土）受付開始予定です。

詳細は、今後ホームページ等でお知らせします。

※令和6年度に登録をしていた方も、令和7年度は再度登録が必要となります。

【放課後子ども教室問い合わせ先】生涯学習課社会教育・公民館係（042-378-2111（内線 733））

1 3 学童クラブ・児童館・放課後子ども教室の違い

「学童クラブ」「児童館」「放課後子ども教室」について、それぞれの役割・内容などをご案内します。

	学童クラブ	児童館	放課後子ども教室
どんなところ？	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象にした放課後の遊び及び生活の場です。	児童館は、子どもたちのお城です。スポーツ・文化・情操活動を通して、成長を促します。	小学校内の特別教室・体育館等にスタッフを配置し、子ども達の安心・安全な居場所を提供する事業です。
いつやっているの？ (開館)	【平日】 ⇒放課後～午後6時 【学校のない日】 ⇒午前8時30分～午後6時 ※日曜・祝日・年末年始 お休み。 ※時間延長の施設もあります。	【平日・学校のない日】 ⇒午前9時～午後5時 ※日曜・祝日・年末年始 お休み。	【平日】 ⇒放課後～午後6時 【学校のない日】 ⇒午前：8時30分～正午 午後：1時～6時 ※昼食持参の場合は、正午～午後1時も引き続き利用が可能です。 ※土曜・日曜・祝日・年末年始はお休み。
誰が参加できるの？	市内在住の小学生 利用要件：有り 定 員：施設ごとに有り	0～18歳未満の児童 利用要件：無し 定 員：無し ※乳幼児は保護者の同伴が必要です。	実施小学校の通学児童 利用要件：有り 定 員：無し
事前に登録が必要なの？	事前登録が必要です。 ※詳細は P.2～3 をご参照ください。	初回来館時に「登録票」の提出が必要です。	事前登録が必要です。 ※毎月 18 日までに登録が完了した方は翌月 1 日から利用できます。
お金は掛かるの？	育成料 5,200 円 (月額) <u>※その他におやつ代、会費等の負担があります。</u>	利用 (又は来館) のお金は掛かりません。 <u>※活動内容により実費がかかることがあります。</u>	保険料 年額 624 円 (事務代行手数料含む) ※希望者はおやつ代が必要です。
学校のない日のお昼ご飯はどうするの？	みんなでお弁当を食べます。	お弁当を持参して、食べることができます。詳しくは各館にお問い合わせください。	お弁当を持参して、食べることができます。自宅でお昼を食べてから利用することもできます。
学校から直接参加できるの？	必ず、直接登所してください。	必ず、一度帰宅してから来館してください。	直接利用することができます。また、一度帰宅してからの利用もできます。
大きな違いは？	放課後児童支援員が指導計画等にそって育成を行います。 また、子ども達の出欠管理をしています。	児童館は、自由来館です。	子どもたちが自主的に過ごす場です。 <u>お子さんをお預かりする事業ではありません。</u>
問い合わせ先	児童青少年課 児童館・学童クラブ係		生涯学習課 社会教育・公民館係 ※詳細は手引きをご覧ください。

◆学童クラブの生活や入所にあたっての注意事項

1 5 登所・降所

- (1) 学童クラブの育成は、登所から降所までの時間です。
 - (2) 学童クラブは、自力通所が基本です。
お子さんの安全のために、保護者とお子さんが一緒に登所・降所経路の安全確認を行ってください。
 - (3) 学童クラブでは児童の送迎は行いません。
 - (4) 自転車での登所はできません。
 - (5) 体調が悪い時は、無理に登所をしないようにしてください。
 - (6) 新型コロナウイルス感染症やインフルエンザなどの伝染性の感染症による学校閉鎖・学級閉鎖の場合は、感染防止のため本人が健康でも学童クラブに登所できません。
 - (7) 学童クラブへは、学校から直接登所させてください。また、学校休業日は、午前8時30分から9時までの間に自宅から直接登所させてください。
 - (8) 育成時間中の一時外出はできません。登所してからの通院や通塾等は早退（降所）となります。一旦降所してから登所することはできません。
- ＊ 登所・降所時間は児童毎に管理しているため、決められた時間以外の登所・降所は管理上難しいため受け付けておりません。ただし市が認める特別な場合は除きます。

1 6 ご家庭との連絡

- (1) 出欠席等の連絡
病気やけが等で学校をお休みしたときは、学童クラブもお休みしてください。その際、学童クラブへも必ず保護者が事前に欠席の連絡をしてください。
学童クラブにはあらかじめ、お子さんの欠席及び降所時間の予定を提出していただきますが、その他、下記の場合には、連絡帳で連絡をしてください。お子さんが口頭で伝えることはできません。
 - ①提出された予定以外に学童クラブを欠席及び降所時間に変更があるとき
 - ②学校の補習等に参加するときまた、連絡帳は学童クラブからも必要に応じて連絡事項等を記入しますので、内容を確認した後にサイン等を記入してください。
- (2) 保護者及び代理人（緊急連絡カードに記載された方）の連絡先
勤務先や緊急連絡先に変更があった場合には、学童クラブへ必ずご連絡ください。有事の際に重要な情報となりますので、お子さんの安全のためにも速やかに手続きをお願いします。（児童青少年課へも届け出が必要な場合があります。P. 5 参照）
- (3) 保護者会等について
保護者会・個人面談等を必要に応じて開催しますので、必ずご出席ください。

17 持ち物

(1) 毎日持ってくるもの

・連絡帳 ・ハンカチ又はミニタオル ・学習道具（学校休業日のみ）

＊ 連絡帳は連絡事項がないときにも必ず毎日、持ってきてください。

(2) 学童クラブに備え置くもの

・上履き ・着替え一式 ・防災頭巾 ・置き傘 ・道具箱（自由ノート・折り紙・はさみ

・のり・セロテープ・鉛筆・色鉛筆・消しゴムなど）

＊ タオル・ビニール袋・ティッシュペーパーなど必要に応じて入所時にご準備いただきます。

＊ 学童クラブにより異なりますので、詳細は入所説明会でご確認ください。

(3) お弁当

土曜日・学校休業日及び学校給食のない日は、お弁当を持たせてください。

給食終了日や学校行事等、学校からのお知らせに注意して、お弁当の持たせ忘れのないようにしてください。

18 学童クラブの約束

お子さんが学童クラブで過ごすうえで大切なことは生活のルールです。子どもたちと次のような約束をして過ごします。入所前には、ご家庭でもよく話し合ってください。

- ・ 親との約束のもとに学童クラブにきちんと通いましょう。
- ・ あいさつをしましょう。
- ・ 自分の持ち物は自分で準備や片付けをしましょう。
- ・ 遊具などを大切に使いましょう。
- ・ 食事のマナーに気をつけましょう。
- ・ 手を洗ったあとは、タオルやハンカチで拭きましょう。
- ・ 汗をかいたら着替えたり、脱いだりして、自分で衣服の調整をしましょう。
- ・ 具合が悪くなったら、近くにいる職員に報告しましょう。
- ・ 持ち物には必ず名前を記入しましょう。
- ・ 必要のないものを持って来ることはやめましょう。（お金、玩具、お菓子など）
- ・ 学童クラブで借りたものは、必ず、早目に返却しましょう。

学童クラブの約束を守って、
皆で楽しく生活しましょう！



©K.Okawara・Jet Inoue

inagicity

19 災害・病気・保険について

- (1) 育成時間中に、地震・風水害・火災等の災害が発生した場合、又はそうした事態が予想される場合は、速やかに保護者又は代理人（緊急連絡カードに記載された方）に引き取っていただきます。（詳細はP. 18～19）
- (2) 伝染性の感染症にかかったときは、医師の指示に従い、全快するまで休ませてください。
- (3) 服薬（点眼薬・エピペン含む）については、自分で管理できるようにしてください。
- (4) 育成時間中に急な発熱や腹痛等で具合が悪くなった場合は、保護者のお迎えをお願いします。
- (5) 育成時間中に病気やけがで具合が悪くなった場合、緊急時には保護者へ連絡後、職員が付き添って受診することもあります。
- (6) 育成時間中に、けがをした場合は応急処置をします。けがの状況によっては、保護者のお迎えをお願いします、保護者の方に病院へ連れて行っていただく場合があります。
- (7) 児童の万一の事故・けがに備え、傷害保険に加入していますが、その補償は見舞金の給付を内容とするものです。医療費や看護等に伴う保護者の休業損害や育成中におけるお子さんの持ち物の紛失、破損を補償するものではありません。ご家庭で必要と判断される場合は、別に保険加入されることをお勧めします。
- (8) 緊急時には、緊急連絡カードに記載された順位に従い連絡をします。緊急連絡先を変更した場合は速やかに学童クラブへ連絡をお願いします。
- (9) 持病がある場合は、前もってお知らせください。また、食物アレルギーのあるお子さんへの対応として、学童クラブでの生活に特別な配慮が必要な場合には、「学校生活管理指導表」のコピーを提出してください。
- (10) 学童クラブでは集団育成を行っているため、感染症対策は講じておりますが、感染を100%防げるものではありません。ご理解の上、ご利用ください。

【学童クラブにおける適用保険】※令和6年度の公営学童クラブの補償内容です。

（民営学童クラブも同程度の保険に加入しております。）

①全国市長会市民総合賠償保障保険（学童クラブの育成中の事故が対象）

種類	賠償補償保険	賠償責任保険
補償金額	・死亡補償保険金：500万円 ・後遺障害補償保険金：20～500万円 ・入院補償保険金：入院日数に応じ1～15万円 ・通院補償保険金：通院日数に応じ5千～6万円（但し、通院日数1日～5日は5千円）	・支払限度額：身体賠償：1人につき1億円 1事故につき10億円 ・財物賠償：1事故につき2千万円 ・免責金額：なし
対象	主催・共催行事に参加する住民等が、急遽かつ偶然な外来の事故により、上記の状態となった場合	施設の瑕疵、施設の管理業務遂行上の過失、市の業務遂行上の過失により、住民等第三者が、上記の状態となった場合

②施設利用者傷害保険（学校が休校時の学童クラブへの登所、降所時の事故が対象）

※学校に通学している日に関しては、学校災害補償保険が対象となります。

種類	障害保険
補償金額	・死亡補償保険金：1人につき100万円 ・後遺障害補償保険金：1人につき4～100万円 ・入院補償保険金日額：1人につき1,500円 ・通院補償保険金日額：1人につき1,000円

20 保護者への連絡

- ・可能な範囲で保護者へ伝達を行います。
- ・通信の混雑・途絶等により連絡できない場合もありますので、テレビ・ラジオ・インターネット等の情報を得るようにしてください。
- ・児童の引き取りをお願いする判断をした場合は、保護者、代理人（原則として緊急連絡カードに記載された方）の引き取りがあるまで学童クラブで児童をお預かりします。
- ・できるだけ早期に児童の引き取りができるよう、災害時の引き取りについて代理人と話し合い、連絡を取り合うなど、普段から共通理解を図っておいてください。
- ・災害発生時に備え、申請時に必ず「稲城市メール配信サービス」に登録してください。

「稲城市メール配信サービス」では、台風や大雪等の災害発生時に、学童クラブの開所状況等の重要なお知らせを配信することがあります。

※登録方法につきましてはP. 20～21をご覧ください。(P.21下段のQRコードをご活用ください。)

- ・災害が発生した場合、災害伝言ダイヤル171を利用し、各施設の状況をお知らせいたします。

《利用方法》 ①「171」をダイヤルする ②「2」をダイヤルする

③各施設の電話番号をダイヤルする ④伝言を聞く

※災害伝言ダイヤルの利用は、NTTが稲城市を被災地として認めた場合に限りま。

2 1 災害別の対応

開所状況等については、「稲城市メール配信サービス」にてお知らせいたします。

◆ 風水害（台風・暴風雨・大雨・大雪・その他）

(1) 開所中に警報が発令された場合

原則として育成を継続しますが、状況に応じて育成時間中であっても保護者に速やかに引き取りをお願いする場合があります。保護者が速やかに児童を引き取りに来られない場合は、保護者から代理人（原則として緊急連絡カードに記載された方）に連絡し、引き取りをお願いします。

(2) 開所中に台風・大雪などが襲来した場合

直ちに保護者に連絡をとり、引き取りをお願いします。保護者が速やかに児童を引き取りに来られない場合は、保護者から代理人(原則として緊急連絡カードに記載された方)に連絡し、引き取りをお願いします。

(3) 開所前に台風・大雪などの襲来の恐れがある場合

①通常時（学校の授業がある日）

学校が朝の登校時に休校の措置を取った場合、学童クラブも原則、休所となります。

授業開始時間を遅らせて開校する場合は放課後、台風等の状況により育成が可能と判断した時点で開所の体制をとります。

②学校休業中の一日育成時

児童の登所が困難だと予想される場合は原則、前日にお知らせし、休所又は開所時間を遅らせることがあります。

◆ 地震

地震災害については、原則として市が定める防災計画に基づき対応を行います。

学童クラブ育成中に地震が発生した場合は、以下を目安として対応します。

①震度3以下の場合

育成を続行します。市内外の被災状況を確認して電話・交通網・ライフラインに問題がない場合は、通常通りの降所とします。

②震度4～震度5弱の場合

市内外の被災状況を確認し、電話・交通網・ライフラインに不安がある場合は、保護者に連絡をとり、引き取りをお願いします。保護者が引き取りに来られない場合は、保護者から代理人（原則として緊急連絡カードに記載された方）に連絡し、引き取りをお願いします。

※ 通信が混雑・途絶している場合には、連絡が取れない場合があります。その場合は、保護者の判断により、保護者又は代理人の引き取りをお願いします。

③震度5強以上の場合

保護者又は代理人は速やかに児童の引き取りをお願いします。

※ 通信が混雑・途絶し、連絡が取れない可能性が高いです。

※ 避難所が設営された場合は、待機場所は学童クラブから避難所（P. 22）に移動することがあります。その場合は学童クラブ入口に待機場所を掲示します。

◆ 災害による帰宅困難者発生時

公共交通機関の運行停止により、保護者の帰宅が困難となり、児童が降所後も長時間にわたり保護者の監護を受けられない状態が想定される場合は、児童を学童クラブでお預かりします。保護者又は代理人（原則として緊急連絡カードに記載された方）の引き取りをお願いします。

※ 避難所が設営された場合は、待機場所は学童クラブから避難所（P. 22）に移動することがあります。その場合は学童クラブ入口に待機場所を掲示します。

「稲城市メール配信サービス」登録・変更・解除の手順

登録方法

【携帯電話からの登録】

※配信カテゴリは「稲城市からののお知らせ」および「その他の災害情報等」を選択してください。

①空メールの送信

次のいずれかの方法で仮登録のための空メールを送信してください。

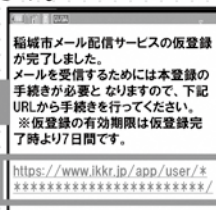
- ・携帯電話から直接アドレスを入力する。
inagicity@emp.ikkr.jp
- ・カメラからQRコードを読み取る。



②仮登録の完了

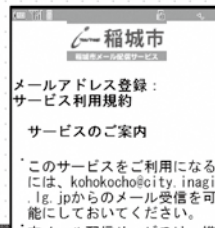
仮登録完了のメールが届きます。メール内のURLをクリックし、本登録画面へアクセスします。

クリックしてください。



③利用規約への同意

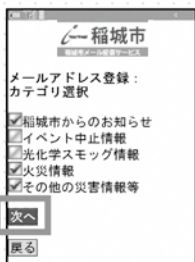
利用規約が表示されます。内容を確認し「同意する」をクリックしてください。



④配信カテゴリの選択

受信を希望する情報の種類(カテゴリ)を選択してください。

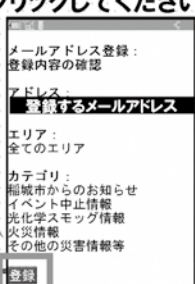
選択した後、「次へ」をクリックしてください。



⑤入力内容の確認

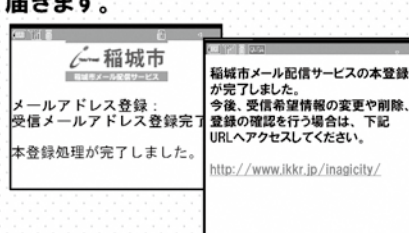
修正する場合は「修正」を、登録する場合は「登録」をクリックしてください。

「登録」をクリックしてください。



⑥登録の完了

登録の完了をお知らせするメールが届きます。



【パソコンからの登録】

①登録画面へのアクセス

登録画面内の「仮登録」ボタンをクリックし、メールアドレスを入力してください。

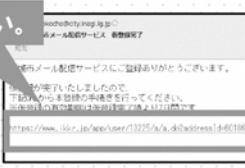
▼登録用画面URL
<http://www.ikkr.jp/inagicity>



②仮登録の完了

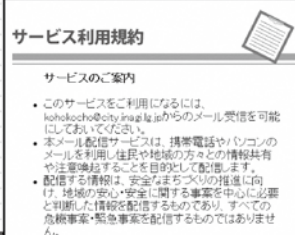
仮登録完了のメールが届きます。メール内のURLをクリックし、本登録画面へアクセスします。

クリックしてください。



③利用規約への同意

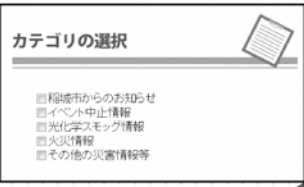
利用規約が表示されます。内容を確認し「同意する」をクリックしてください。



④配信カテゴリの選択

受信を希望する情報の種類(カテゴリ)を選択してください。

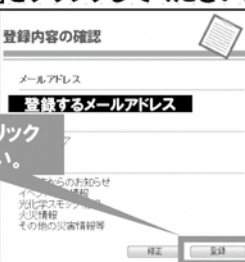
選択した後、「次へ」をクリックしてください。



⑤入力内容の確認

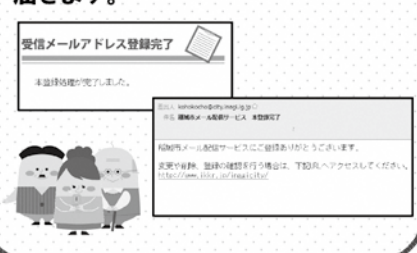
修正する場合は「修正」を、登録する場合は「登録」をクリックしてください。

「登録」をクリックしてください。



⑥登録の完了

登録の完了をお知らせするメールが届きます。



変更・解除の方法

【携帯電話からの変更・解除】

①空メールの送信

次のいずれかの方法で変更・解除のための空メールを送信してください。

・携帯電話から直接アドレスを入力する。

inacity@emp.ikkr.jp

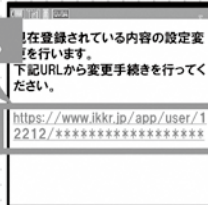
・カメラからQRコードを読み取る。



②設定変更画面へのアクセス

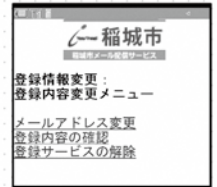
受信したメール内のURLをクリックし、設定変更画面へアクセスします。

クリックしてください。



③変更・解除

登録内容の変更・解除に関する操作を行ってください。



【パソコンからの変更・解除】

①登録画面へのアクセス

登録画面内の「変更・解除」ボタンをクリックし、メールアドレスを入力してください。

▼登録用画面URL

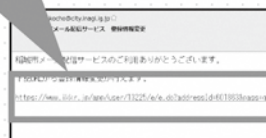
<http://www.ikkr.jp/inacity>



②設定変更画面へのアクセス

受信したメール内のURLをクリックし、設定変更画面へアクセスします。

クリックしてください。



③変更・解除

登録内容の変更・解除に関する操作を行ってください。



ご利用にあたってのお願いとご注意

- 登録は無料ですが、通信料は自己負担となります。
- メールの受信制限をされている方は、kohokocho@city.inagi.lg.jp からのメールを受信できるようにしてください。
- メールは通信回線の混雑状況や機種によっては遅れたり届かない場合があります。
- 電波の届かない場所や通話中などの場合、メールが遅れたり届かない場合があります。
- このサービスは、メールの返信機能を有しておりません。予めご了承ください。

【登録・変更・解除用QRコード】

※このサービスは今後
変更になる場合があります。



2 3 最寄の避難所

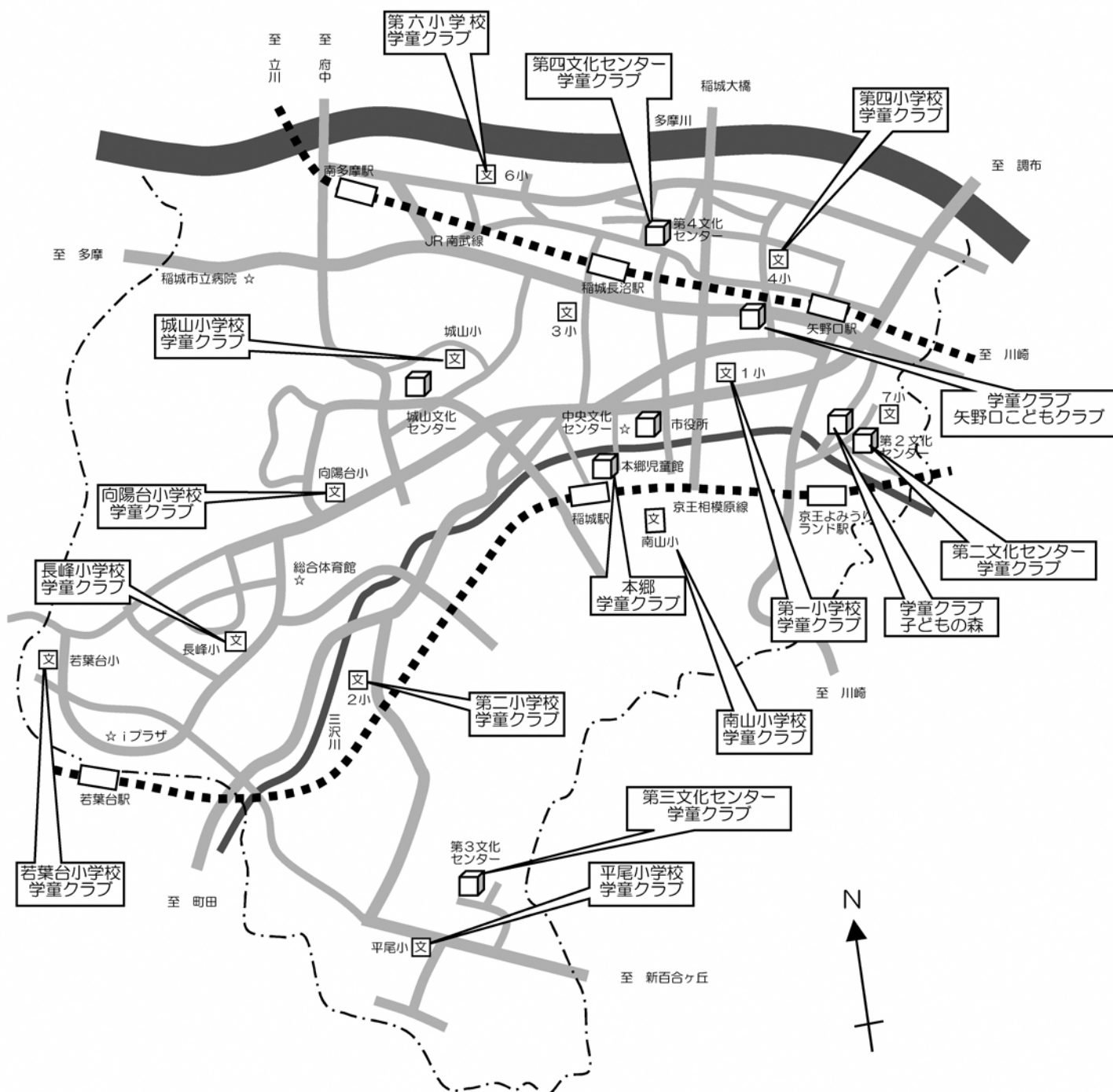
学童クラブ名	最寄の避難所	所在地
第二文化センター学童クラブ	第二文化センター（同一施設）	矢野口 1 7 8 0
第三文化センター学童クラブ	第三文化センター（同一施設）	平尾 1 - 2 0 - 5
第四文化センター学童クラブ	第四文化センター（同一施設）	東長沼 2 7 1
	第三小学校	大丸 1 0 0
	第一中学校	百村 2 3
第一小学校学童クラブ	第一小学校（同一施設）	東長沼 9 5 6
第二小学校学童クラブ	第二小学校（同一敷地内施設）	坂浜 5 9 0
第四小学校学童クラブ	第四小学校（同一施設）	押立 1 2 5 0
	第四中学校	押立 1 7 6 8
第六小学校学童クラブ	第六小学校（同一施設）	大丸 2 1 1 0
向陽台小学校学童クラブ	向陽台小学校（同一敷地内施設）	向陽台 3 - 2
	第五中学校	向陽台 3 - 1 - 1
	城山文化センター	向陽台 6 - 7
城山小学校学童クラブ	城山小学校（同一施設）	向陽台 6 - 1 7
	城山文化センター	向陽台 6 - 7
長峰小学校学童クラブ	長峰小学校（同一敷地内施設）	長峰 2 - 8
若葉台小学校学童クラブ	若葉台小学校（同一敷地内施設）	若葉台 4 - 5
	第六中学校	若葉台 3 - 1 1
平尾小学校学童クラブ	平尾小学校（同一敷地内施設）	平尾 3 - 1 - 3
	第三文化センター	平尾 1 - 2 0 - 5
南山小学校学童クラブ	南山小学校（同一施設）	矢野口 3 6 3 5
学童クラブ 矢野口こどもクラブ	第一小学校	東長沼 9 5 6
	第四小学校	押立 1 2 5 0
学童クラブ 子どもの森	第二文化センター	矢野口 1 7 8 0
本郷学童クラブ	本郷ゆうし保育園（同一施設）	東長沼 2 1 1 5 - 2
	中央文化センター	東長沼 2 1 1 1
	第一中学校	百村 2 3

2 4 重要確認事項

【申込みに関する重要事項】

- ①「令和7年度学童クラブのしおり」の内容を十分確認してください。
- ②学童クラブの育成期間は年度ごとのため、毎年申請が必要です。なお、申込みは申込対象年度内有効となりますので、申込みの意思がなくなった場合は速やかに「学童クラブ入所辞退（申請取下げ）届」を提出してください。
- ③申請内容が事実と異なる場合又は利用開始希望月の初日の状況と異なる場合は、入所を取り消すことがあります。
- ④兄弟・姉妹分を含めて、学童クラブ費等（おやつ代・昼食代含む）の滞納がある場合は育成料等支払い計画表を提出し、速やかに支払いを行ってください。※申請後に2ヶ月以上の滞納が判明した場合は入所の決定をいたしません。
- ⑤申請内容や就労等の状況について、ご家庭や職場に確認を行う場合があります。
- ⑥入所審査は、申込受付期間内に提出された書類によって審査します。締め切り後に提出された書類は、次の審査での審査対象となります。
- ⑦申請後に家庭状況や就労状況等が変わった場合は、至急ご連絡のうえ変更の届出をしてください。
- ⑧育児休業等から復帰予定で申込みした方は、施設の利用開始月の末日までに職場へ復帰できない場合は、入所取消しとなります。
- ⑨就労内定の方は、施設の利用開始月中に就労開始できない場合、又は内定と異なる就労内容となる場合は、入所を取り消すことがあります。
- ⑩就労・看護・介護・就学における入所要件は、週3日（月12日）以上かつ午後1時から午後6時までの間に4時間以上監護に欠けることです。入所要件を満たさない場合は、学童クラブの利用はできません。
- ⑪育児休業取得期間は、学童クラブの利用はできません。
- ⑫入所審査及び入所後の育成に必要となるため、市又は相談機関等が保有する障害者手帳の内容及び入所申請児童の心身の状況に係る情報について確認を行う場合があります。また、これらの情報を学童クラブへ提供します。
- ⑬児童青少年課職員、学童クラブ支援員等が、必要に応じて申請時に在籍している保育園、幼稚園、小学校等へ確認し、児童の様子について聞取り又は見学をする場合があります。また、入所後これらの機関に児童の情報提供及び共有をします。
- ⑭本申込みに係る審査において、必要に応じて世帯等の状況（住民基本台帳記載情報）について確認を行います。

学童クラブ案内図



令和7年度 学童クラブのしおり

発行月 令和6年11月

発行 稲城市子ども福祉部児童青少年課

〒206-8601 東京都稲城市東長沼2111

TEL 042-378-2111 (内線 242・243)